

2 令和5年度 みんなの人権・小地域懇談会のまとめ

【内容とテーマについて】

令和5年度は、「インターネットを介した差別を許すな！」をテーマとし、川口泰司氏（現在：一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長）の講演会を記録したDVD「ネット差別を許すな！」（部落の心を伝えたいシリーズ第32巻）を上映しました。講演では、インターネット上での差別の現実（ネット社会での深刻化、デマの煽動、「全国部落調査復刻版」の作成や流布、プライバシー侵害など）が語られました。視聴した後は、意見交換を行い、人権問題に関する理解を深めました。

なお、昨年度に懇談会を開催できなかった一部の地域では、昨年度のプログラムであった、ドキュメンタリーDVD「荒野に希望の灯をともし～医師・中村哲（現地活動35年の軌跡）」を上映しました。

【インターネットによる人権侵害の状況】

○インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規開始）

年	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
件数	671	957	1,429	1,736	1,909	2,217	1,910	1,985	1,693	1,736

※（出典・参考文献）飯塚市 HP、法務省「令和3年における『人権侵犯事件』の状況について」より

インターネットによる人権侵害は、平成24年度以降急激に増加しつつあります。その中でも特に、他人への誹謗中傷や名誉を棄損するような書き込みや、プライバシーの侵害、個人情報の流出のほか差別的な内容の書き込み等が増えています。差別的な内容の書き込みの中には、部落差別（同和問題）につながる内容も含まれています。

ここでは、現在、ネット上で起こっている人権侵害の具体的な内容やサイト名等について紹介しません。なぜなら、それらを興味本位で見ることにより、そのサイトへのアクセス数が増加したり、情報の流布につながったりしかねないからです。

【インターネットによる人権侵害の特徴（問題点及び危険性）】

インターネットは、ネット環境さえあれば、だれでも、どこでも、いつでも利用することができます。そのため、便利な反面、危険性も備わっています。

懇談会の意見交換においても、インターネットの特性を踏まえた危険性などについて、意見が出されました。

- 匿名性の悪用・・・書き込みをした本人を特定することが容易ではないというインターネットの特性が、対面では伝えにくいことなどを安易に書き込みやすくしています。
- 瞬時に情報が拡散する・・・元の書き込みが削除されても、すでに情報が複製され、

複数の他のサイトに掲載されていることがあります。

○データの複製(コピー)が可能・多方面に流出し、削除や回収することは困難です。

○削除することが困難・現在の法規制では、差別的な書き込みが、全て削除される保証はありません。被害を受けた人は、将来にわたって永く苦しむことになります。

○誤った情報の蔓延化・誤った知識を得た人は、誤った行動をおこしかねません。一人の差別的な書き込みが広まることで、長年にわたり培ってきた人権に対する啓発活動の成果を一瞬にして破壊しかねない状況となっています。

【デマと知るまでは真実】

この言葉は、今回の教材の中で使用されたフレーズです。

インターネット上には、多くの情報があふれています。その情報がすべて正しいものとは限りません。見る人が、正しい知識を持たずに誤った情報を見ることで、その人は、その情報が正しいものと思い込んでしまうおそれがあります。

「無知・無理解・無関心ではいけない」と教材の中で諭されました。無知・無理解・無関心の人は、自分の行っている行為について、それが差別的言動であったり、人権侵害であったりすることに気づいていない場合があります。特に同和問題について、本人には悪意や差別的な意識等がなかったとしても、結果的に部落差別に加担をしてしまうおそれもあります。ネット上の情報、またうわさ話に対しては、正しく適切な判断ができるように知識を持つことが必要です。

その情報が正しい情報かどうか、よく確かめ、複数のサイトで確認をしてみるのもひとつの方法です。

また、情報の真偽が分からないうちに、むやみに拡散してはいけません。一人に対して発信したつもりが、多くの人に届いてしまう、ということもインターネットの特徴です。それは、自分自身へのリスクでもあります。

さらに、「自分は差別をしないから関係ない」ということではなく、日ごろから人権問題に関心を持ち、意識し続けることが必要です。インターネット上の動きは速く、そのため常に最先端の人権基準を学ばないといけない、といわれます。わたしたちは、学び続けることが必要です。正しい知識を身につけ、正しく判断するために、小地域懇談会をはじめ、講演会などに積極的に参加しましょう。

【おわりに 差別落書き等を見つけたら】

昨年6月には生山駅のトイレの個室から「差別落書き」が見つかりました。落書きとインターネットへの書き込みは、性質が異なる部分もありますが、見る人や、その落書きの対象となった人に与える精神的な苦痛などの影響は同じです。悪質で卑劣な行為であり、重大な人権侵害に違いはありません。

落書き等をしないことが大前提ではありますが、それを本人のモラルだけの問題として終わらせず、「させない」、「許さない」といった機運の醸成が必要です。

差別落書き等について、それを発見した場合に何も対処をすることなく放置すれば、その間、不特定の多くの人にさらされることになり、拡散して、それを見た人に新たな差別意識を植え付けることとなります。差別を助長するおそれがあり、それは新たな差別を生み出す原因にもなります。そのため、差別落書き等には、至急に対処する必要があります。差別落書き等を見つけられたら、速やかに人権センターまたは、役場までご連絡をいただきますようお願いいたします。